

基本目標3 母と子の健やかな暮らしづくり

〔現況と課題〕

母と子の健やかな暮らしづくりのための母子保健事業は、生涯をとおして健康な生活を送るための第一歩であり、また、次の世代を健やかに産み、育てるための基礎となります。

子どもが健やかに生まれ、育てられるためには、女性の妊娠、出産及び育児について、尊重され、かつ、保護されなくてはなりません。

近年の少子化、核家族化、女性の社会進出の増加等、社会環境の大きな変化に伴い、ライフスタイルは多様化し、その結果、子育てに不安を抱える母親の増加や幼児虐待など母子保健の新しい問題が起こっています。また、一方で、幼児期においても肥満等の生活習慣病の危険因子がみられることから、乳幼児期からの健康な生活習慣の形成が必要となっています。

このことから、これからの母子保健のあり方を考えるにあたり、地域福祉との連携を図りつつ、こころの健康、家庭や地域ぐるみの対応、市民の自主グループの支援、相談指導事業や健診事後指導等を重視した母子保健事業への展開が求められています。

さらに、次世代の父親や母親になる人への、妊娠、出産、子育てに関する意識づくりや、飲酒、喫煙、薬物等に対する危険性を伝える思春期保健事業も重要となってきています。

また、世界的な景気後退や雇用環境の不安定要因などにより、世帯間の経済格差や子育て・教育に対する経済的負担感が増大してきていることから、子育て家庭の経済的負担の軽減が求められています。

〔施策の方向〕

1 子どもや母親の健康の確保

- (1) 母子健康手帳交付時の指導と相談
- (2) 妊産婦訪問指導
- (3) 赤ちゃん訪問指導（乳児家庭全戸訪問）
- (4) 妊婦・乳幼児健康診査
- (5) 両親学級・育児学級
- (6) 各種予防接種の実施
- (7) 学校保健法による健康診査等

2 「食育」の推進

- (1) 食育の推進
- (2) 地産地消の推進
- (3) 体験学習・調理実習の充実

3 思春期保健対策の充実

- (1) 性教育
- (2) たばこ・アルコール・薬物に関する教育
- (3) 思春期保健事業

4 小児医療の充実

- (1) 小児医療の充実
- (2) 周産期医療の強化
- (3) 乳幼児医療費助成
- (4) 小児救急法講習会

5 子育て家庭への経済的支援の推進

(1) 母子健康手帳交付時の指導と相談

親子の健康の確保に向けては、妊娠届の提出と母子健康手帳の交付が第一歩となります。そのために広報等で周知を図るとともに、母子健康手帳交付時の指導・相談を充実し、妊婦が安心して出産の準備ができるよう努めるとともに、母子保健サービス等の説明などにより、健康診査や保健指導を利用できるように努めます。

(2) 妊産婦訪問指導

妊産婦訪問指導については、妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者について、妊産婦の健康状態、生活環境、疾病予防等の妊娠中あるいは産後に必要なことについて、保健師等が家庭訪問の上、適切な指導を実施します。

(3) 赤ちゃん訪問指導（乳児家庭全戸訪問）

新生児は、抵抗力が弱く疾病に罹りやすく、しかも些細な事故による傷害が発生しやすいので、育児上特に注意を要します。また、乳児期における育児上の困難や不安を解消し、子どもの健全な発育、発達を図るため、保健師及び市の指定する訪問員による家庭訪問を全戸に向けて実施します。

また、育児不安へのサポートをしたり、支援が必要な保護者には助言や相談にのったり、保護者同士の交流の機会を設ける支援、訪問後の育児支援として経過観察を行っていきます。そして、地域の民生委員・児童委員や福祉・保育部門との連携を強化することで、育児環境などに配慮しながら、子どもの健康の保持増進を図っていきます。

(4) 妊婦・乳幼児健康診査

妊婦健康診査及び乳幼児健康診査については、医療機関委託とし、対象者に対し、受診を呼びかけます。

1歳6か月児、3歳6か月児等の健診や歯科健診については、子どもの月齢に応じた発育・発達を確認し、疾病や異常等の早期発見と親子の心身の健康保持を図る目的で実施します。これまでも取り組んできた未受診者への対応を継続し、受診率の向上を図ります。

また、こうした乳幼児健診や育児学級等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発を行います。

(5) 両親学級・育児学級

母親学級や育児学級を継続して実施し、父親の参加も含めて参加を呼びかけます。また、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施する

とともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。

(6) 各種予防接種の実施

伝染のおそれのある疾病の発生やまん延を予防するために、BCG、ポリオ、三種混合（百日咳・破傷風・ジフテリア）、麻しん、風しん、日本脳炎の予防接種を行います。

予防接種は、医療機関に委託し、個別接種の方法で実施しています。法改正等について、随時保護者への情報提供に努め、予防接種の勧奨をしていきます。

(7) 学校保健安全法による健康診査等

学校保健安全計画に基づき、各種定期健康診査による疾病の早期発見と健康状態の把握、学校環境衛生の維持改善を推進します。

学校が家庭に配布する保健だより等では、健康増進を啓発し、最近では心の健康などを取り上げ、教育相談と連携して進めており、今後も家庭・保護者の理解と協力が得られるような方策を取り入れます。

[具体的な事業]

事業名	事業の内容	対象者	担当部局
母子健康手帳交付	妊娠の届け出に対し、母子健康手帳を交付します。妊娠・出産・子どもの成長を喜べるよう手帳の活用について説明します。また、妊娠中・出産後の諸制度を知り活用できるように支援します。	妊婦・その家族	保健部
妊婦相談	母子健康手帳交付時などの機会に妊婦やその家族からの妊娠・出産・諸制度などに関する相談を随時実施し、妊娠・出産・育児不安の解消に努めます。	妊婦・その家族	保健部
妊婦一般健康診査（14回）	母子健康手帳交付時に「妊婦一般健康診査依頼票」（母子保健のしおり内）を発行し、医療機関委託にて実施します。異常の早期発見・早期対応に努め、適切な治療・保健指導につなげられるようにします。	妊婦・その家族	保健部
パパママ教室	妊娠中の健康管理・出産への心構えなど助産師による講話・沐浴・抱っこ体験などの実習・妊婦へのブラッシングや栄養指導などを実施します。また、妊婦・両親同士の交流の場を作ります。	妊婦・その家族	保健部
妊産婦訪問	医療機関からの連絡票や保護者からの相談などにより、妊娠中・産後、家庭での相談・保健指導が必要な場合に、実施します。	妊産婦・その家族	保健部

事業名	事業の内容	対象者	担当部局
乳児家庭全戸訪問事業	乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育て支援に関する情報提供を行うとともに、乳児の発育状況や保護者の心身の状況、養育環境などの把握や助言を行い支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつけることにより、子どもの健やかな育成を図ります。	生後4か月までの乳児と保護者	保健部
乳児一般健康診査 (4か月児・10か月児)	母子健康手帳交付時に「乳児一般健康診査依頼票」(母子保健のしおり内)を発行し、医療機関委託にて実施します。月齢に応じた発達・発育の確認と異常の早期発見・早期対応に努め、適切な治療・保健指導につなげられるようにします。	4か月児・10か月児	保健部
1歳6か月児健康診査 3歳6か月児健康診査	対象児に個人通知を行い、年齢に応じた発達・発育の確認と異常の早期発見・対応に努め、適切な治療や育児・生活に関する保健指導につなげられるようにします。3歳6か月児健診では、視聴覚を含む健診内容とし、それぞれ眼科・耳鼻科医による2次スクリーニングを実施し、身体・眼・耳について「精密健診受診券」(三重県下医療機関委託)を発行します。精神発達については、心理相談員による相談を実施します。	1歳6か月児 3歳6か月児	保健部
1歳6か月児 3歳6か月児健診事後フォロー教室	1歳6か月児・3歳6か月児健診で、運動発達・社会言語発達の面で、経過観察を要する幼児と保護者に集団の場を提供し、教室を通じて保護者が幼児へのかかわりを振り返り、家庭での実践につなげ、幼児の豊かな発達を促せるよう実施します。	要経過観察児と保護者	保健部
乳幼児健康相談	保健師による乳幼児の発育や発達・生活や育児に関する個別相談を行い、乳幼児の健康管理や保護者の育児を支援します。また、保護者同士の情報交換や仲間づくりの場ともなっています。	乳幼児と保護者	保健部
離乳食・幼児食相談	管理栄養士による乳幼児の食事やそれにまつわる育児に関する個別相談を行い、乳幼児の栄養管理や保護者の育児を支援します。	乳幼児と保護者	保健部
こども歯みがき相談	歯科衛生士による口腔状態の確認と個別相談・ブラッシング指導を行い、乳幼児の口腔状態の管理や保護者の育児を支援します。	乳幼児と保護者	保健部

事業名	事業の内容	対象者	担当部局
ことばの相談	言語発達の面で経過観察・指導を必要とする幼児と保護者を対象に言語聴覚士による相談を実施します。幼児の発達を保護者とともに考え、不安を軽減するよう努めます。	幼児と保護者	保健部
幼児相談	言語発達・精神発達、情緒面において経過観察を必要とする児と保護者を対象にして幼児健診時などに、心理相談員による発達検査・相談を実施します。乳幼児に応じたかわりをより適切にできるよう実施します。	乳幼児と保護者	保健部
電話相談	子どもの健康・育児に関する相談を随時受け付け、電話による相談に応じています。必要時、家庭訪問やその他の保健事業につなげ、継続的にかかわります。	市民	保健部
モグモグ教室 (離乳食教室)	4か月から6か月児と保護者を対象に発達に応じた離乳食の進め方についての講話・離乳食の試食などを行い、適切な食生活習慣の形成を支援します。	4か月～6か月児と保護者	保健部
ピカピカ教室 (歯科教室)	2歳から3歳児と保護者を対象にむし歯を予防する間食のとり方についての講話・ブラッシング指導を行い、むし歯・歯周病予防に努め、歯科保健意識を高めることを支援します。	2歳～3歳児と保護者	保健部
乳幼児子育て教室	各地区市民センターおよび各振興局を中心に気軽に参加し、子育ての情報交換・講話を聞きながら、親子がふれあい楽しく子育てできるよう支援します。	未就園児と保護者	保健部
各地区健康教育	各地区の依頼に応じ、乳幼児の健康管理・育児・児童の健康に関する学習会を開催します。	乳幼児・小学生・保護者	保健部
乳幼児訪問	乳幼児健康相談・乳幼児健康診査などの結果から、家庭での相談が必要な場合に実施します。	乳幼児と保護者	保健部
予防接種事業	予防接種法で決められた予防接種について実施します。医療機関委託して、個別に接種していただきます。	法で決められた対象者	保健部
学校医・学校歯科医・学校薬剤師報酬事業	学校保健安全計画の立案に参加し、伝染病や食中毒などの予防処置、歯の検査や歯疾の予防処置、学校環境衛生の維持改善を図ります。	幼稚園児、小中学生及びその保護者	教育委員会事務局
就学時健康診断医報酬事業費	就学時における学校医及び学校歯科医による健康診断を実施します。	新年度入学児童	教育委員会事務局

事業名	事業の内容	対象者	担当部局
学校における結核対策事業	結核の早期発見・早期治療及び児童・生徒への感染防止と患者発生時の対応を充実します。	小中学生及び学校職員	教育委員会事務局
園児・児童・生徒の健康診断事業	全学年定期的に健康診断を行い、園児・児童・生徒の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施に努めます。	幼稚園児及び小中学生	教育委員会事務局
松阪市学校保健会補助金事業	学校保健安全の充実を図るための研修会の開催、及び養護部会の育成・充実を図ります。	幼小中教職員	教育委員会事務局
学校保健一般事業	学校保健安全の充実を図るため、各種検査や保健用備品の購入などを行ないます。	幼稚園、小中学校	教育委員会事務局

3-2 「食育」の推進

(1) 食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野、農林漁業を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

また、妊婦教室等の場を通じて、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供の充実を図り、妊娠を機に家族の食生活に関する意識を高めていけるように努めます。

(2) 地産地消の推進

地産地消の視点から地元農協・漁協等の生産者・関係団体との連携により、地元食材を学校給食へ活用することにより、子どもたちの食に関する意識の醸成及び指導の充実を図ります。

(3) 体験学習・調理実習の充実

学校においても総合的な学習等の時間を活用して、米づくり・松阪牛の肥育などの農業生産に係る体験の充実を図ります。また、松阪市に古くから伝わる伝統料理の継承に努めます。

[具体的な事業]

事業名	事業の内容	対象者	担当部局
「食育」推進事業	食への関心を高めることにより生涯を通じて健康な食生活を営める力を養います。	幼稚園児・保育園児	福祉部、教育委員会事務局
離乳食・幼児食相談	管理栄養士による乳幼児の食事やそれに関わる育児に関する個別相談を行い、乳幼児の栄養管理や保護者の育児を支援します。	乳幼児と保護者	保健部
モグモグ教室 (離乳食教室) (再掲)	4か月から5か月児と保護者を対象に発達に応じた離乳食の進め方についての講話・離乳食の試食などを行い、適切な食生活習慣の形成を支援します。	4か月～5か月児と保護者	保健部
食生活改善推進員事業	養成講座を終了したボランティアによる食を通じた健康づくりのための知識と技術を啓発普及し、市民の健康の向上に努めます。	市民	保健部

3-3 思春期保健対策の充実

(1) 性教育

保健体育の授業を中心に、道徳・特別活動授業等の授業を通じて性に関する健全な意識の醸成と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。また、家庭の役割の重要性を保護者に啓発します。あわせて、家庭での啓発が促進できるように努めます。

(2) たばこ・アルコール・薬物に関する教育

たばこ・アルコール・薬物については、学校の保健体育の授業を中心に、道徳・特別活動等の授業を通じて、その有害性等について理解するよう啓発します。あわせて、家庭への啓発と地域の協力を得て防止できるように努めます。

(3) 思春期保健事業

研修会の他に、生命の尊さ、父性・母性を養う機会となるように、小中学生が赤ちゃんとふれあい体験の機会を持てるよう、保育園への保育ボランティアなどを実施し、積極的な参加を促します。

(1) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこととします。特に小児救急医療について、県、近隣の市町村及び救急指定の病院、松阪消防署等の関係機関との連携により、救急体制の強化に努めます。

また、各家庭に対しても「かかりつけ医」の普及促進を図るほか、インターネット等を活用して休日・夜間の救急医療の周知を図ります。

(2) 周産期医療の強化

安全に、安心して出産するためには、妊娠に気づいたら早い段階で医療機関を受診することが必要です。早めの受診と出産までの定期的な妊婦健診の受診を促す周知に努めます。

妊娠・分娩時の突発的な緊急事態に対応するため、周産期医療体制の確保が進められており、搬送体制なども含め県や医療機関と連携して対応します。

(3) こども医療費助成

こども医療費助成については、乳幼児及び小学生が安心して医療サービスを利用できるように、対象を0歳から小学6年生まで拡充します。また、手続きの簡素化についても検討します。

(4) 小児救急法講習会

子どもの不慮の事故を予防し、事故や急病時に適切な判断と迅速な対応ができるように、知識と技術を学ぶ小児救急法の講習を実施します。

[具体的な事業]

事業名	事業の内容	対象者	担当部局
休日夜間応急診療	休日夜間応急診療所 内科・小児科・外科…休日(日曜日・祝日・年末年始) 午前9時～午後5時 夜間(毎夜)外科を除く 午後7時30分～午後10時30分 歯科休日診療所歯科…休日 (日曜日・祝日・年末年始) 午前9時～正午	市民	保健部
こども医療費助成(再掲)	0歳から小学校6年生までの児童に対して、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に医療費の自己負担額の全額を助成します。	小学校6年生以下の児童	福祉部

3-5 子育て家庭への経済的支援の推進

子育て家庭において、家計に占める子育て費用は増加しており、その負担が過重なものにならないように、子ども手当、こども医療費の助成、保育料の軽減、幼稚園等の私学助成をはじめ、必要な支援措置を講じて軽減を図ります。

[具体的な事業]

事業名	事業の内容	対象者	担当部局
子ども手当	児童の養育に係る経済的負担を軽減し、次代の社会を担う子どもの成長及び資質の向上を図るため、15歳到達後最初の年度末までの児童を監護し、かつ、児童と一定の生計関係にある父又は母等に手当を支給します。	中学生以下の児童を養育する保護者	福祉部
入院助産制度	誰もが子どもを安心して産めるように、経済的な理由により入院助産できない妊産婦に対し、入院助産に要する費用を一部援助します。	妊婦	福祉部
就学援助費	学校教育法第25条に基づき経済的理由により、義務教育である小学校及び中学校に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行います。	小・中学生の保護者	教育委員会事務局

事業名	事業の内容	対象者	担当部局
こども医療費助成（再掲）	0歳から小学校6年生までの児童に対して、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に医療費の自己負担額の全額を助成します。	小学校6年生以下の児童	福祉部
幼稚園就園奨励事業	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている世帯及び当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯の保育料を減免します。	市立幼稚園在園児童の保護者	教育委員会事務局
日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金事業	幼稚園・小中学校の管理下（通園・通学中含む）で発生した災害に対し、医療費などを保護者に支払うことで、より保護者の経済的負担を軽減し、学校教育の円滑な実施に努めます。	幼稚園児・小中学生の保護者	教育委員会事務局